

(表紙)

## 竹嶋之書附

享保九甲辰年閏四月十六日 公儀江被遊御差出御書附之扣

竹嶋之書附

三通

元禄申年 一号

伯耆国米子之者、先年竹嶋江渡海申候節、朝鮮人出合申儀、御尋之趣二付、先年右竹嶋江船遣シ候趣商人、村川市兵衛・大屋九右衛門、并竹嶋江渡候水主呼寄相尋候処、左之趣申候。

一、元禄五壬申年二月十一日米子出船仕。同晦日隱岐国嶋後福浦江着船。三月廿四日福浦出船。同廿六日竹嶋之内いか嶋と申所江着岸仕様子見申所、大分取上ヶ候様に相見へ不審ニ存候て、翌廿七日濱田浦と申所江参候得は、船二艘有之。内壹艘はすへ船、壹艘は浮船にて居申候朝鮮人三十人計見へ申候。右浮舟二乗り、此方之船より八、九軒沖を通り、大坂浦と申所江参申候。右之内二人陸に残り居申候者、小舟に乗参、此方之船に乗せ申候。何国之者と相尋候得は、右之内内人通詞にて、朝鮮国之内かわてんかわくの者と申候故、此嶋儀従公義被遊御免毎年致渡海候。何とて其方共参候哉と相尋候得は、此嶋北に当り嶋有之。国主より三年に一度宛砲取参候二付、二月廿一日獵船拾一艘致出船候処、遭難風五艘人数五拾三人此嶋へ三月廿三日流着申候。此嶋に砲有之二付致逗留獵仕候由申候。左候ハ、早々罷帰候様に申聞候得は、船少損し候故繕仕出船可仕由申候。此方之者陸江上り見分仕候処、前々此方より拵置候諸道具・獵船八艘見へ不申候。通辞江段々吟味仕候得は、浦々へ廻し候由申候。竹嶋より三月廿七日出船仕候、為証拋朝鮮人拵置候串砲・少網・頭巾壱つ・味噌かうじ壱つ取候得て出船、四月五日米子江帰帆仕候。右之節朝鮮人弓・鉄砲之類、惣て武器は所持不仕由、其節渡海之船頭・水主伝候由申候。以上

一号

元禄八亥十二月廿四日阿部豊後守様より曾我六郎兵衛を以、御尋之御書付写本紙は返進

覚

一、因州・伯州江付候竹嶋はいつの頃より両国江附属候哉。先祖領地被下候以前より之儀候哉。但、其後より之儀候哉事  
一、竹嶋は大方何程計之嶋候哉。人居無之候哉事

## 竹嶋之書附

- 一、竹嶋江漁採二人参候儀、何頃より相越候哉。年々参候哉。又は折節参候哉。如何様之獵仕候哉。船数も多参候哉事
  - 一、三、四年以前朝鮮人参致漁候。其砌人質二兩人とらへられ候。其以前も折々参候哉。終不参右之節兩年打続参候哉事
  - 一、一、兩年は不相越候哉事
  - 一、先年参候時分は船数何程計、人も何程参候哉事
  - 一、竹嶋之外両国江附属之嶋有之候哉。并是又漁採二両国之者参候哉事
- 右様子承度存候。書付可差越候。以上
- 十二月廿四日

元禄八年 三号

亥十二月廿四日竹嶋之御尋書之御返答書、同廿五日二平馬持参曾我六兵衛二渡ス

- 一、竹嶋は因幡・伯耆附属ニては無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領国之節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様ニは及承候得共、其段相知不申候事
- 一、竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事
- 一、竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船毎年罷越候。於彼嶋咆・みちの魚獵仕候船数大・小二艘参候事
- 一、四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も御届申上、長崎江相送申候。戊年は遭難風、彼嶋着岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候処、異国人数多見江申二付、着岸不仕罷帰候節、松嶋ニて咆少々取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事
- 一、申年朝鮮人参候節、船拾老艘之内六艘遭難風、残五艘は彼嶋ニ留り、人数五拾三人居申候。酉年は船三艘人四拾式人参居申候。当年は船数餘多人も相見江申候。着岸不仕付、分明御座候事
- 一、竹嶋・松嶋其外両国江附属之嶋無御座候事。以上

元禄六年、七年 四号

申年以後竹嶋江渡海之儀左之趣申候

- 一、元禄癸酉年二月下旬、伯耆国米子出船。三月初頃出雲国雲津出船。四月十六日隱岐国嶋後福浦出船。同十七日竹嶋着岸仕候処、朝鮮人大勢居申二付、陸江上り段々吟味仕候処、不埒之申方二付、頭と相見へ申者老人、下部之者老人以上兩人召連、同十八日竹嶋出船。同廿七日米子へ帰帆申候。早速注進申二付、江戸江相窺、右朝鮮人兩人長崎御奉行所江送遣候。
- 一、同七甲戌年、同八乙亥年、兩年も竹嶋江渡海仕候得共、朝鮮人大勢居申二付、獵も不仕帰帆仕候。以上

## 竹嶋渡海之覚

享保七年十一月

覚

一、伯州米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛、例年竹嶋江船頭共為致渡海炮取遣申候。元禄五年渡海候処、朝鮮人罷在獵仕候付、炮取候事不成罷帰候。同六年渡海之節も、前々之通朝鮮人獵仕罷在候故、炮得取不申付、彼朝鮮人之内通辞耆人外耆人、兩人同船ニテ伯州米子江罷帰候。依之朝鮮人口上書等御月番土屋相模守殿江相届候。其以後右之朝鮮人兩人共、長崎江相送候様被仰出、彼地御奉行川口撰津守殿・山岡対馬守殿迄相送候事

元禄六年五月廿二日 御勘定頭松平美濃守殿江差出候書付写

一、伯耆国米子より竹嶋江海上凡百六十里程有之由候。例年米子出船、出雲江参、隱岐国江致渡海候て、竹嶋江渡申候。米子より直竹嶋江渡候儀成不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越、御目見被仰付候節、竹嶋炮献上仕候。

一、竹嶋ニテ炮取候運上は無之候。伯耆守献上之炮も、右兩人之町人共手前より相調差出申候。

一、竹嶋ニテ海驢取候て、彼地ニテ油仕取帰候て商売仕候。

一、竹嶋ははなれ嶋ニテ人住居は不仕候。尤伯耆守支配所ニても無之候。

右之通ニテ御座候。

一、竹嶋渡海之儀、委細爰元ニテ相知不申候。

一、竹嶋渡海付、御朱印は無之様覚申候。併相尋従是可申上候、併御奉書之写も爰元ニ無之候。

一、竹嶋江渡海之船ニ御紋之船印相立候儀、爰元ニテ相知不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷下候儀、何ヶ年一度罷越候哉。其段爰元ニテ慥相知不申候。

右之通国元江申遣、追而可申上候。以上

五月廿二日

同年六月廿七日松平美濃守殿江差出候書付之事

覚

伯耆国米子町人村川市兵衛・大屋九右衛門竹嶋江渡海始候儀、元和四年阿部四郎五郎殿御取持を以渡海被遊御免、其節より右式人御目見被仰付候事

一、右嶋江渡海付御朱印は無御座候。松平新太郎伯耆国領知之節、渡海之儀付被成御奉書候。則写懸御目候。

一、右嶋江渡海船ニ御紋之船印御免被遊相立候儀、不分明候得共、右式人先祖より至ニ今相立申候。先年竹嶋江渡海之船、朝鮮国江流着候節、御紋之舟印立候付、日本之船と見知申、対馬国江送越、米子江罷帰候由、御座候。

一、右町人御当地江罷下候儀、四、五年耆度宛耆人替々罷越候。其節は寺社御奉行衆江御案内申、御目見之儀奉願御目見被仰付以後、時服拝領仕由

以上

元禄九年正月廿八日、御月番戸田山城守殿にて御渡被成候御奉書写

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出之候。可被存其趣候。恐々

謹言

正月廿八日

土屋相模守  
戸田山城守  
阿部豊後守  
大久保加賀守

松平伯耆守殿

右御奉書之趣、村川・大屋兩人江申聞、竹嶋渡海相止候事

一、元禄九年五月、隱岐国江朝鮮船壹艘着岸、御代官後藤角右衛門殿、手代中瀬弾右衛門、山本清右衛門様子相窺候処、今度朝鮮人船三十式艘、竹嶋江渡海仕候内、壹艘人数拾壹人罷在候。是者伯耆国江願之儀有之渡海仕旨申付て、右兩人より以飛脚右之趣被申越、則朝鮮船も着岸致筆談候趣、大久保加賀守殿江相達候。惣て朝鮮人通用之儀、対州之外御取上不被成、御大法ニ候間、追返し候様ニとの儀、御奉書出、其段朝鮮人江も申聞、則因州賀路之浦より帰帆仕候。其後朝鮮人来り候儀無御座候事

一、右扣書之通、竹嶋渡海相止候以後、献上炮は串炮と迄仕来候事

一、竹嶋二人参有之儀、其外壳買持之儀、炮・海馬油外曾て不承候事

一、竹嶋広サ之儀爰元ニては相知不申候事

享保七年十一月

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出之候。可被存其趣候。恐々謹言

正月廿八日

土屋相模守 御判  
戸田山城守 御判  
阿部豊後守 御判  
大久保加賀守 御判

右之御奉書、元禄九正月廿八日、御月番於戸田山城守様御渡被成

御奉書致拜見候。先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁被仰出之旨、御紙之趣奉得其意候。恐々謹言

松平伯耆守

正月廿八日

大久保加賀守様  
阿部豊後守様  
土屋相模守様  
人々御中

元禄九年正月廿八日

小谷伊兵衛差出候竹嶋之書附

覚

- 一、伯耆国米子より出雲雲津迄、道程拾里程
- 一、出雲国雲津より隱岐国焼火山迄、道程式拾三里程
- 一、隱岐国焼火山より同国福浦迄七里
- 一、福浦より松嶋江八十里程
- 一、松嶋より竹嶋江四十里程

以上

子正月廿五日

別紙

- 一、松嶋江伯耆国より海路百式拾里程御座候事
  - 一、松嶋より朝鮮江は八、九拾里程も御座候様及承候事
  - 一、松嶋は何れ之国江附候嶋ニても無御座候由承候事
  - 一、松嶋江獵参候儀、竹嶋江渡海之節道筋ニて御座候故立寄獵仕候。他領より獵参候儀は不承候事。尤出雲国・隱岐国之者は米子之者と同船ニて参候事
- 以上

正月廿五日

伯耆国米子之町人大屋九左衛門<sup>ママ</sup>・村川市兵衛船子共より外は、領国之もの竹嶋江渡海仕候

儀成不申候。尤他領之者渡海之儀猶以成不申候。大屋九左衛門<sup>ママ</sup>・村川市兵衛は、先年より竹嶋渡海之儀被遊御免罷越候付、外より参候儀は決て無御座候。右之船子とも竹嶋江獵罷越候節、出雲国・隱岐国之獵師共雇候て、米子之船子同船ニて罷越候。人数は年々相違御座候。出雲国よりは不参儀も御座候。大かたハ出雲国より二、三人、隱岐国より八、九人程も雇候て罷越由御座候。

以上

正月廿五日

御奉書之写

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出之候。可被存其趣候。恐々謹言

正月廿八日

土屋相模守

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿

享保九年

## 竹嶋之儀 御尋之書付壹通

逐て申上候竹嶋委細之御書附、并竹嶋絵図等認直シ、筧播磨守殿江差出申候処、去月廿八日之晚播磨守殿江被招呼、左之通御尋御座候。急ニ可被仰上候

一、米子より出雲之国雲津浦出船之処迄、海陸何程有之候哉。海上計致往来候哉

一、元禄五年壬申年朝鮮人ニ出合候節、米子より渡海之船頭・水主其外人数、并船何艘ニて罷越候哉

一、翌年罷越候節之船数、并人数何程致乗船、飛道具等致持参候哉

一、渡海之節、毎々弓鉄炮等用意罷越候哉

一、戊亥両年罷越候節、人数船数同前ニて有之候哉

一、朝鮮人出合候翌年罷越候節、竹嶋ニ朝鮮人大概何拾人程も有之様相見江申候哉

右之通御尋ニて御座候

急ニ被仰上候様ニと播磨守殿被仰渡候。以上

五月朔日

### 覚

一、伯耆国米子より出雲雲津迄船路九里、陸路七里半五町

一、元禄壬申、米子商人村川市兵衛・大屋九右衛門竹嶋へ船渡候節、船頭・水主弍拾壹人、鉄砲五挺、弍百石計積之船壹艘遣し申候

一、同六癸酉年、船渡し候節、船数、船頭・水主人数睨と相知れ不申候

一、同七甲戌年、同八乙亥年、右両年渡海之節も、船数、船頭・水主人数同断。竹嶋に居申朝鮮人年々増候様ニ相見え申候。亥之年は所々に五拾人、或三十人計罷在大勢と相見え候

一、竹嶋渡海、前々は船式艘遣し申候。其節は鉄砲八、九挺遣し申候。竹嶋へ鉄砲遣し候儀は、みちを取申儀にて打候に付遣し申候。其外弓矢・飛道具等遣し候儀は無御座候。以上

享保九甲辰年五月

### 覚

一、竹嶋に在之物之儀、古来渡海之船頭・水主共江相尋見知候もの迄、品々書留置申候。みち其外鳥獸竹木草之類、左之通ニて御座候。

#### 竹木之類

五葉の松 きわだ 椿 とが けやき 桐 竹(右之分、日本に有之候に相替り不申候) 梅

檀(木の葉黒赤く、実ハくちなしの白きものに御座候)

たいたら(葉ばんの木のこつく大木有之。楠に似申候)

まの竹(矢の竹のこつく大サ三、四寸)

柀(葉日本の榎のこつく葉先手に立申故、前々より水主共柀と申習し候)

がび(かごの類。とう紙に致候由)

#### 草之類

ふき めうか うと ゆり こほう あをきは ぐみ いちこ

いたとり（右之分日本に有之候に相替り不申候）  
にんしん（日本之料理にんしんの類にて、はのきれこまく、花ごめはなのことく）  
にんにく（日本のにんにくとハちかひ、葉きほしのことく）

鳥獸之類

みち ねこ 鼠 山雀 雀 鳩 ひよとり かわらひわ 四十雀 かもめ 鶺鴒 つはめ 鷺  
くまたか 其外鷹類 蛇（右之分日本に有之候に相替り不申候） あな鳥（毎朝七時より何  
方へ参候哉、出戻り候ハ暮六時より五時迄に戻り候音仕由、水主共申候。右之鳥を夜二入、  
穴之内にて捕へ候事共御座候。鳥大サ鳥位、はねつゝ色、はら白く相見へ申候） なちこ（水  
主共へ相尋候へハ、唯今之者形不奉存候得共、前々より申伝候）

此外辰砂、岩緑青之様成物御座候得共、獺迄心懸申二付、是段は睨と知れ不申候。其外にも  
珍敷物も可有御座哉。然共深山にて山奥江は難参由申候

一、竹嶋広サ之儀、竹木茂り相知れ不申由。嶋廻りハ凡十里計も可有御座哉と、渡海之水主共  
申候。絵図別紙差出し申候。

一、朝鮮人相渡り候時節之儀は存知不申候。伯耆国米子よりは二、三月頃出船。出雲国へ罷越、  
夫より隠岐国江致渡海、竹嶋へ着岸仕、七月上旬米子ニ帰帆仕候。伯耆国より竹嶋へ直に渡  
海は成不申候。彼嶋に此方より小屋掛仕、緒道具獵船等囲置候。年々渡海之節、吟味仕候処  
に、少も取散し候様子相見へ不申候間、朝鮮人共前々渡海仕候儀は無御座と奉存候。元禄五  
年朝鮮人初て渡海仕候様ニ奉存候。

一、伯耆国より竹嶋迄海上百五、六拾里、竹嶋より朝鮮国へハ四拾里可有御座候様ニ、渡海  
之水主共申候。以上

元禄六年五月廿三日 松平美濃守へ

覚

一、伯耆国米子と申所より竹嶋江海上百六拾里程有之由候。例年米子出船（罷在候町人村川市  
兵衛・大屋九右衛門と申者、両人之手代竹嶋江差越獵仕候）

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越、御目見被仰付候節、竹嶋蛇献上仕候。

一、竹嶋ニて蛇取候運上は無之候。伯耆守献上之蛇も、右両人之町人共手前より相調差上申候。

一、竹嶋ニて海駟取候て、彼地ニて油ニ仕取帰候て商売仕候。尤油之運上も無之候。

一、竹嶋は離嶋ニて人住居は不仕候。尤伯耆守支配ニても無之候。

右之通ニて御座候。

一、竹嶋渡海之始之儀、委細爰元ニて相知不申候。

一、竹嶋渡海ニ付、御朱印は無之様覚申候。併相尋彼是可申上候。并御奉書之写も国元ニ有之  
候。

一、竹嶋江渡海之船ニ御紋之船印相立候儀、爰元ニて相知不申候

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越御目見申上節、何れ之御支配ニて御座候哉。爰許  
ニて相知不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷下候儀、何箇年ニ一度宛罷越候哉。其段此元ニて慥  
知不申候。

# 竹嶋之書附

右之通国元江申遣、追て可申上候。  
五月廿三日

伯耆国会見郡浜目 ハマノメ

三柳村 ミツヤナギムラ 隱岐国

如此唱申候也

嶋後 トウゴ

如此唱申候也

伯耆国

米子ヨリ竹嶋迄数里、百四、五十り有之候

竹嶋ヨリ朝鮮国迄四十里程可有御座候

伯耆国米子の町人也

大屋九右衛門

此字ヲカク也

同断

村川市兵衛

右兩人儀も自分竹嶋ニ参り候ニテハ無之候。召仕候者ヲ遣候由申候也

竹嶋内小名

此字ヲカク也

いか嶋

竹嶋の広サ東西凡十里余計と相見え候

隠州之内

千振 雲州雲津浦迄拾八里計也

同

中嶋

此嶋より竹嶋江四十里計也

同

焼火山

松嶋と云

此分不残嶋也

此二つの嶋間四十間計也

大谷、村川 フ、ヤ

嶋後 ドウゴより出雲国松江迄

同所より松嶋迄六十里計

間ノ嶋 是も嶋也

古大坂浦

北浦

大坂浦

此分竹嶋の内ノ浦々也  
浜田浦 此所ニ船入津仕候也  
是も竹嶋の内ノ浦の名也

竹嶋図享保九甲辰閏四月、江戸江書上ノ写

伯州米子より竹嶋也。舟路百廿里余

竹嶋より朝鮮迄四十里

(竹嶋図)